

2007年 8月 20日	初版
2012年 3月 23日	第2版
2017年 11月 13日	第3版
2021年 8月 1日	第3.1版
2024年 7月 1日	第3.11版

メクテック株式会社

グリーン調達ガイドライン

Ver.3.11



2024年 7月 1日

メクテック株式会社

目次

1. はじめに	1
2. メクテックグループの基本理念、経営理念、経営方針 メクテックグループの環境基本方針	2 3
3. メクテック株式会社のグリーン調達の考え方 (1) 目的	4 4
(2) メクテック株式会社の取組み a. 環境保全活動を推進しているお取引先様からの調達	4 4
b. 環境負荷が小さい製品・部品・主資材・副資材・治工具等の調達	4
(3) 本ガイドラインの適用範囲	4
(4) 評価基準と提出いただく資料 a. お取引先様の評価基準	4 4
b. 調達品の採用基準	5
4. ご提出いただく各資料の説明 (1) 取引先製品環境保証体制調査票	7 7
(2) 不使用保証書	7
(3) 分析報告書	7
(4) 製品含有物質調査票	8
(5) 安全データシート SDS	8
(6) クリンリネス物質調査票	9
(7) c h e m S H E R P A 等その他の調査書類	9
(8) 回答方法	9
(9) 取扱いについて	9
5. ガイドラインの取扱いについて	9
6. 個人情報の取扱いについて	9
7. 問合せ先	9
8. 改定履歴	10
帳票関係	
・取引先製品環境保証体制調査票(TC09-A02/01)	
・不使用保証書(TC09-A02/03)	
・製品含有物質調査票(TC09-A02/05)	
・クリンリネス物質調査票(TC09-A02/06)	
・規制対象物質一覧(TC40-A01/03)	

1. はじめに

地球環境問題は年々多様化しており、エネルギー消費による地球温暖化問題、大量生産、大量消費・大量廃棄型の社会がもたらす廃棄物問題、そしてVOC（揮発性有機化合物）をはじめとする環境負荷物質問題は、企業の活動と直接的あるいは間接的に関わりっています。当社は、プラスチックフィルムや金属素材を用いた電気・電子部品を中心に生産活動を行っていますが、製品および製造工程で使用している環境負荷物質の削減、省資源、省エネルギーや廃棄物削減、そして環境負荷の少ない製品の開発を推進中です。これらの活動を通して循環型社会の構築に貢献することは、企業の社会的責任であり、確実に遂行して行きたいと考えています。

一方、改正RoHS指令(Directive2011/65/EU；以下、RoHS2指令と記す)対応をはじめ、欧洲のREACH規則対応、ハロゲン規制対応等、電子・電機関連のグローバルでの顧客から環境負荷物質管理を強く要求され、また、自動車関連のグローバルでの顧客からもELV指令に関連して同様の管理を強く要求されています。当社は、品質第一で開発・生産・販売しておりますが、このような環境負荷物質管理に関する重要な品質問題と位置づけ、生産・管理体制の徹底、鉛化合物の使用量削減、ハロゲン規制対応の推進等に取り組んでいます。

ただし、私たちの製品は、お取引先様から納入頂いている原材料、部品、副資材等が無ければ成り立たないことから、環境負荷物質管理に関し、お取引先様にもご協力頂くことが重要と考えています。

また、21世紀に入り、お取引先様が従来から取り組まれている著しい環境側面に関しましても、気候の変動、エネルギー問題、環境負荷物質問題、地球環境問題、生物多様性保全等の環境問題に対して、すべての事業活動と人々が協力して対応しなければ解決しない問題となっております。

つきましては、お取引先様の事業活動に関する著しい環境側面の取組みに関しましても、推進いただくようお願い申し上げます。

以上のことから、環境負荷物質管理の一環として、改定版である「メクテック株式会社 グリーン調達ガイドライン Ver.3.1.1」を今回発行致しましたので、お取引先様におかれましては、当社の趣旨をご理解いただき、本ガイドラインに基づく日頃の取組みをお願い申し上げます。

メクテック株式会社
調達本部長 久保庭 洋

2. メクテックグループの 基本理念、経営理念、経営方針、環境基本方針

基本理念

メクテックグループは、NOKグループの一員として、NOK精神に基づく経営理念のもと、単に公正な競争を通じて利潤を追求するという経営主体に留まらず、全ての利害関係者、いわゆるステークホルダーに誇りを持ってもらい、共に夢を追い続けることのできる経営を次の経営方針で推進し、広く社会にとって有用な存在であることをめざします。その実現のために、国内外を問わず、人権を尊重し、関係法令、国際ルールおよびその精神を遵守とともに、社会的良識をもって自主的に行動します。

経営理念

1. 愛情と信頼に基づく人間尊重経営
2. 派閥の無い強固な団結による風通しのよい経営
3. 超常識の努力を惜しまない逆境に強い経営
4. 常に夢を求める経営計画

経営方針

1. 経営資源を重点分野に集中させ、より強く、より独自性に富んだ部品メーカーになること
2. 経営第一線から製造現場まで、コスト削減を徹底し、収益体質をより強固なものとすること
3. 品質向上のための研究を重ね、技術に裏打ちされた独自性のある、かつ社会に有用な商品を世界中で生産・販売すること

「ステークホルダーすべてが誇りを持てる企業」を目指して



なお、メクテックグループとは、メクテック株式会社 及び その海外グループ会社の総称です。

メクテックグループの環境基本方針

[基本方針]

私たちメクテックグループは、環境保全への取組みを経営の最重要課題の一つとして、グループの総力をあげて、地球環境保全に積極的に取組み、持続的発展が可能な社会の構築に貢献します。

[行動指針] すべての経営層と従業員が以下の行動指針を共有します。

1：資源の有効使用、廃棄物排出量と二酸化炭素排出量を減らすこと

製品を製造する際には、原材料や水などの資源を使用するとともに、環境を汚す廃棄物や排水が生じます。私たちメクテックグループは無駄のない資源の使用¹⁾⁵⁾と廃棄物の削減³⁾に取組み、また二酸化炭素の排出量⁴⁾を減らすために、より少ないエネルギー消費量で製品ができるように取り組みます。⁵⁾

2：有害物質を使わないこと

事業活動に必要な資源について、環境破壊や健康に悪影響を及ぼす恐れのある有害物質を含有するもの⁶⁾⁷⁾をできる限り使用しません。やむを得ず使用する場合は、地球環境、地域住民および会社で働く人たちへの影響が少ないものを使用します。

3：製品環境品質を向上すること

私たちの製品はさまざまな用途に利用されていますが、最後には役目を終え廃棄される日がやって来ます。この時、焼却あるいは埋め立て処分となっても、環境に負荷を与えない原材料と副資材を積極的に採用します。また継続的に製品環境品質の維持・向上に取組みます。⁸⁾

4. 生物多様性を守ること

私たちは事業活動において生物多様性に影響する資源を利用する際は、生物多様性の保全が維持されるような方法を採用することに努めます。また事業活動に際しては、地域における自然環境保全に与える影響に配慮します。²⁾

5：法令等を守ること

環境に関する法規制、地方自治体条例、地域協定等を守り、環境保全活動を推進します。

6：耳を傾けること

私たちの企業活動に関わるすべての人（ステークホルダー）から寄せられる環境についての求めに対し耳を傾け、積極的に取組みます。

7：情報を公開すること

広く社会とのコミュニケーションを図り、必要な環境情報を積極的に公開します。

《参考》上記注釈は以下の指標によって定量的に評価する

- 1) 資材総購入量、環境負荷物質含有資材購入量
- 2) 生物多様性影響資源使用量および環境影響物質排出量
- 3) 廃棄物年間総排出量
- 4) 電力と各種燃料の年間消費量
- 5) 製品あたりの 炭酸ガス排出量
- 6) 給排水の水量
- 7) PRTR 排出量
- 8) 環境負荷物質含有製品数

3. メクテック株式会社のグリーン調達の考え方

(1) 目的

当社は、環境保全活動を組織的に実施し、継続的改善に取り組んでおります。その一環として、環境負荷が小さい製品・原材料・部品・副資材・治工具等の調達（以下、グリーン調達と記す）を推進します。

- a. 環境保全活動を推進しているお取引先様から調達すること。
- b. 当社が指定した「グリーン調達ガイドライン」に従い、ライフサイクル（資材等の調達、製造、流通、消費、廃棄等の各段階）における環境負荷が小さい製品・原材料・部品・副資材・治工具等を調達すること。

(2) メクテック株式会社の取組み

a. 環境保全活動を推進しているお取引先様からの調達

環境保全に対する活動はお取引先様の自主的活動であることを基本としますが、必要に応じ、お取引先様の改善活動を当社で支援させていただきます。

グリーン調達に当たっては、ISO14001外部認証取得をはじめとする環境に配慮した活動に取り組まれているお取引先様からの調達を推進していきます。

具体的には、当社は、お取引先様の ISO14001 外部認証取得、グリーン調達および環境保全活動への取組みについて評価・判定します。

b. 環境負荷が小さい製品・原材料・部品・副資材・治工具等の調達

当社は、調達品を以下の2通りに分類し、管理・運用を行ないます。

(a) 製品を構成する部材（原材料・部品等）および梱包材・ラベル等製品に付随して顧客に納入される副資材。

(b) 製品を製造するために必要な、製品に直接又は間接的に接触する副資材・治工具・生産設備・事務用品。

(3) 本ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、当社が生産するすべての製品を構成する調達品と生産活動において使用する調達品の中で、製品に環境負荷物質の影響を与える可能性のあるものすべてに適用します。

(4) 評価基準と提出いただく資料

a. お取引先様の評価基準

当社のお取引先様の選定に当たっては、品質（Quality）・価格（Cost）・納期（Delivery）・サービス（Service）に加え、お取引先様の製品含有化学物質（Chemicals in Products：CiP）の管理活動への取組み状況を「取引先製品環境保証体制調査票」で評価します。当社でのお取引先様の選定にあたり、お取引先様には、当社からの要求に基づき、「取引先製品環境保証体制調査票」による自己診断を行っていただき、ご報告していただきます。

(a) 評価項目

JAMP のチェックシート内容に基づいた製品含有化学物質管理システム構築ができていること。具体的には以下の項目について評価します。

5.1.3 製品含有化学物質管理の適用範囲の決定

5.2.2 方針

5.2.3 組織の役割、責任及び権限

5.3.2 目標及びそれを達成するための計画策定

5.4.2 力量

5.4.5 文書化した情報

5.5.2.1 顧客とのコミュニケーション

5.5.2.2 製品含有化学物質管理基準の明確化

5.5.3 設計・開発における製品含有化学物質管理

5.5.4.1 製品含有化学物質情報の入手及び確認

5.5.4.2 供給者における製品含有化学物質の管理状況の確認

5.5.4.3 受入れ時における製品含有化学物質管理

5.5.4.4 外部委託先における製品含有化学物質の管理状況の確認

5.5.5.1 製造工程における管理（変換工程の管理）

5.5.5.2 誤使用及び汚染の防止（併行生産及び使用禁止物質の誤使用・汚染の管理）

(b) 評価基準

お取引先様より提出いただいた「取引先製品環境保証体制調査票」の自己評価結果を基に、その記載内容を確認し、当社としての評価結果を記載します。

必要に応じ、自己評価結果に対する塚の説明依頼や、当社での実地監査による確認を行わさせていただき、当社としての評価結果を記載します。

これにより不備な点があれば是正をお願いすることがあります。

下表のとおり、評価ランクのランク付けを行います。重大な不適合が改善できない場合は、評価ランク D：不合格（取引不可）となります。表1. 評価ランクに対する評価

評価ランク	評価内容	評価結果
A	不適合・準適合がない	合格です。 良好レベルにあり、現状レベルの維持をお願い致します。
B	不適合がない	合格です。 概ね良好レベルですが、全適合になるようレベルアップの継続をお願い致します。
C	不適合があつたが、改善済み	合格です。 不適合だった項目についてフォローアップいただき、全適合になるようレベルアップの継続をお願い致します。
D	不適合があり、改善されない	不合格です。 お取引できません。

(c) 再評価

当社として製品環境品質のリスクが高いお取引先様に対しては、上記評価に準じた再評価を実施させていただきますので、ご協力をお願いします。

b. 調達品の採用基準

調達品につきましては、環境基本方針に基づき、法令遵守、環境負荷の低減、及び顧客からの要求事項順守を目的に、下記の項目を満足することが採用の条件となります。

(a) 「取引先製品環境保証体制調査票」(TC09-A02/01) の提出

新規にお取引開始時、及び、再評価時 提出いただきます。

再評価については、当社として製品環境品質のリスクが高いお取引先様に対して実施させていただきます。

(b) 「不使用保証書」(TC09-A02/03) の提出

新規に調達品を購入する時点、及び、継続購入材で当社の製品を構成する原材料と包装材については1年毎に、当社からの要求により、提出いただきます。

(c) 分析報告書の提出

新規に調達品を購入する時点、及び、継続購入材で当社の製品を構成する原材料と包装材については1年毎に、当社からの要求により、提出いただきます。

分析する化学物質は、RoHS2 指令 10 物質（カドミウム(Cd)・鉛(Pb)・六価クロム(Cr(VI))・水銀(Hg)・ポリ臭化ビフェニル(PBB)・ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)・フタル酸エステル(DEHP,BBP,DBP,DIBP)）。また、当社より必要に応じてハロゲン規制物質等の分析報告書のご提出をお願いする場合があります。

(d) 「製品含有物質調査票」(TC09-A02/05) の提出

新規に調達品を購入する時点に、当社からの要求により、提出いただきます。

(e) SDSの提出

新規に調達品を購入する時点、及び、必要な時点に、当社からの要求により、提出いただきます。

なお、継続納入品で、製造元での SDS の改定がありましたら、速やかに当社への提出をお願いします。

(f) 「クリンリネス物質調査票」(TC09-A02/06) の提出

新規に調達品を購入する時点に、必要に応じ、当社からの要求により、提出いただきます。

(g) c h e m S H E R P A 等その他の調査書類の提出

顧客等からの要求により、必要に応じ、当社より要求させていただきます。

表2. 提出報告書リスト

取引先評価	取引先製品環境保証体制調査票 (TC09-A02/01-1)
新規取引開始時	○
再評価	(○)

調達品評価			A02/03	TC09-	TC09-A02/05	TC09-A02/06	SDS	ChemSHERPA
新規納入品			○	○	○	(○)	○	(○)
設備 ・機械	新設・増設・更新・改造・移設							
型・ 治工具類	新造・増面・改造・移管							
加工条件 ・方法	条件・方法の変更、工程の追加・削除・順位の変更							
加工区	取引先社内の工場間・工場内部部署間への生産移管・増設 取引先内の内製作より外製化、またはその逆、取引先外製先間の変更							
検査条件 ・方法	検査方法・基準の変更							
材料	メーカー・グレード・仕様の変更							
製品・部品	仕様の変更、荷姿の形態・材料・グレードの変更							
その他	(上記に該当しない変更)							

○：ご提出が必要、(○)：当社が必要に応じて要求した場合にご提出が必要、－：ご提出不要
注) ご提出が必要な報告書は、調達品の種類により異なります。

4. ご提出いただく各資料の説明

(1) 取引先製品環境保証体制調査票 (TC09-A02/01)

- a. 「取引先製品環境保証体制調査票」による自己診断を行っていただき、基本情報、各設問の自己評価結果（適合・準適合・不適合）、回答欄（任意）をご記入ください。
- b. この「取引先製品環境保証体制調査票」はアーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）が発行する「製品含有化学物質（CiP）管理ガイドラインの附録書 チェックシート」を基に作成しています。
- c. 提出方法につきましては、Excel ファイルのままでご提出をお願い致します。

(2) 不使用保証書 (TC09-A02/03)

- a. 部材品番毎に、社名、責任者名、社印、発行日をご記入願います。
- b. 「特定の使用禁止物質」についての項目は、品名・品番・RoHS2 指令 10 物質の分析終了日をご記入願います。
- c. 「規制対象物質」についての項目は、「規制対象物質一覧」(TC09-A02/06)をご確認の上、規制対象物質の含有の有無（含有する場合は含有率、含有目的、代替計画）をご報告していただきます。
- d. ハロゲンフリー対応品やアンチモンフリー対応品につきましては、意図的／非意図的の含有有無、含有率、含有目的をご報告していただきます。
- e. 赤リンにつきましては、使用有無をご報告していただきます。
- f. 当社の製品を構成する部材（原材料・部品等）および梱包材・ラベル等製品に付随して顧客に納入される副資材につきましては、新規納入時とそれ以後（分析終了日から）1年毎にご提出をお願い致します。他の調達品につきましては、当社より必要に応じてご提出をお願いする場合があります。

(3) 分析報告書

a. 調査対象化学物質

「特定の使用禁止物質」に指定している RoHS2 規制 10 物質と、当社より必要に応じて分析をお願いするハロゲン規制物質（塩素、臭素）等の化学物質の分析報告書を提出していただきます。

b. 分析対象

調達品の均質材料毎に分析を行い、含有率（ppm）は（含有量×1,000,000÷均質材料質量）で算出願います。ここでいう均質材料とは、物理的化学的にそれ以上分解出来ない物質をさします。

c. 分析方法

調査対象化学物質の検出限界、前処理および分析方法は下表のとおりです。

ただし、使用する分析装置が検出限界を満足出来ない場合は、分析報告書をご提出する前に、その理由を当社に事前連絡願います。

なお、分析方法につきましては、精度が不十分な蛍光 X 線分析は分析方法に適用出来ませんのでご注意願います。

また、当社の顧客より上記以外の物質の分析報告書の要求があれば、当社からお取引先様に当該物質の分析報告書のご提出をお願いする場合があります。

表3. 規制物質の検出限界と分析方法

規制物質	分析対象物質	検出限界（注2）	前処理および分析方法
RoHS2 規制物質	C d	2ppm 未満	IEC62321 に準拠した前処理方法および分析方法を記載願います。
	P b	2ppm 未満	
	H g	2ppm 未満	
	C r (VI)	8ppm 未満	
	P B B (注1)	5ppm 未満	
	P B D E (注1)	5ppm 未満	
	DEHP(フタル酸ジ-2-エチルヘキシル)	50ppm 未満	
	BBP(フタル酸ジ-ブチルベンジル)	50ppm 未満	
	DBP(フタル酸ジ-n-ブチル)	50ppm 未満	
ハロゲン	DIBP(フタル酸ジイソブチル)	50ppm 未満	EN14582:2007 イオンクロマトグラフ法または分析精度が同等以上の分析方法
	C l	50ppm 未満	
アンチモン 及び その化合物	B r	50ppm 未満	IEC62321 に準拠した前処理方法および分析方法を記載願います。
	Sb	2ppm 未満	

(注1) P B B、P B D Eについては、均質材料としての金属、ガラス、セラミックスの分析は不要です。

(注2) 分析装置の検出能力が検出限界を超える場合は、個別相談とさせていただきます。

d. 記載項目

分析報告書は英文、または和文／英文併記とし、下記7項目を全て記載の上添付願います。

- ・分析終了日
- ・分析者名、分析責任者名、第三者分析機関名
- ・前処理方法（フロー）、完全溶解であることをフローに明記願います。
- ・分析方法
- ・検出限界
- ・分析結果
- ・サンプルのカラー写真（分析に供するサンプルの外観・性状がわかる写真であること）

上記7項目が報告書にご記入されていない場合は、当社より再提出をお願いすることになります。

なお、当社の製品を構成する原材料、部品および包装材につきましては、分析報告書の有効期限を分析終了日から1年とします。

e. 分析機関

上記の分析報告書は、分析対象物質に関する ISO17025 の認証を取得した第三者分析機関が発行したものに限ります。

（4） 製品含有物質調査票 (TC09-A02/05)

- a. 製品の構成成分の含有情報（成分名、CAS No.、含有率、含有目的）をご記入・押印の上、ご報告していただきます。
- b. 「構成成分の含有情報」は、当社の規制対象物質の含有有無に関わらず、成分名（化学物質名）、CAS.No、含有率（wt%；有効数字2桁表示）、含有目的をご記載願います。
- c. CAS.No につきましては、当社の規制物質に該当するものは開示願います。また、非該当の物質につきましては含有率合計10%までを非開示可とします。ただし、非開示の場合でも当社が必要と判断した場合又は当社顧客からの要求があれば、開示要請をさせて頂きます。
- d. 構成成分の含有率につきましては、各成分の含有率の合計が100%になるようにご記載願います。

(5) 安全データシート SDS

- a . 当社は、労働安全衛生管理、排水処理管理、廃棄物管理等で SDS を活用しますので、JIS Z 7253:2012 に準拠した SDS をご提出していただきます。
- b . 新規購入時および法改正やその他の変更により改定される都度、ご提出をお願い致します。ただし、当社の顧客要求等により、改定がなくても不定期にご提出をお願いする場合があります。
- c . 記載言語は原則、調達する国の主要言語での記載をお願い致します。ただし、調達品の種類や顧客要求等により、当社が指定する言語で記載をお願いする場合があります。
- d . SDS の記載につきましては、15 項(適用法令)の中で PRTR 法の対象物質(第 1 種指定化学物質 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/pdf/engsindai1.pdf)の該当を記載していただきます。

(6) クリンリネス物質調査票(TC09-A02/06)

- a . 当社が指定する資材 (HDD 品目に使用する原材料・部品および副資材等) につきましては、分析要領に従い、清浄度対象物質 (有機シリコーン、アニオン、カチオン) の分析値、分析装置の検出下限、分析方法をご記入の上、分析報告書 (または分析データ) を当該調査票に添付して、ご報告していただきます。

(7) chemSHERPA 等その他の調査書類

特定の顧客より、chemSHERPA 等その他の調査書類の提出要求がある場合があります。個別に対象範囲・調査方法・回答方法などをご連絡しますので、ご協力をお願いします。

(8) 回答方法

回答方法については、「取引先製品環境保証体制調査票」は Excel ファイルのまま、その他の資料は、原則、PDF ファイルでの提出をお願いします。

(9) 取扱いについて

ご提出いただいた報告書のうち、分析報告書および SDS につきましては、当社の顧客への RoHS2 規制 10 物質等の環境負荷物質に関する非含有エビデンスとして利用させていただく場合があります。その他の書類につきましては、公表することはありません。

5. ガイドラインの取扱いについて

お取引先様に対する本ガイドラインの取扱いは、以下のとおりです。

- (1) 本ガイドラインは、改定される都度、当社のホームページにて最新版を公開致します。お取引先様に置かれましては、常に最新版をご確認いただき、ダウンロードでのご利用をお願いいたします。
- (2) 本ガイドラインが改定される都度、お取引中の取引先様へ改定の連絡を致します。

6. 個人情報の取扱いについて

ご記入いただくお取引先様の個人情報は、グリーン調達調査関連事項の内容確認等の目的にのみ使用させていただきます。また、必要に応じて、当社のメクテックグループ会社や委託業者等が使用することがありますが、上記目的のみの使用とさせていただきます。

7. 問合せ先 本件に関するお問合せは、下記宛にお願い致します。

メクテック株式会社
管理部 購買課 電話:029-830-9161 FAX:029-830-9158
業務本部 環境安全部 電話:029-830-9268 FAX:029-830-9158

8. 改定履歴

Ver 番号 制・改定日	改定内容
Ver.1 2007/08/20	新規制定。
Ver.2 2012/03/23	グリーン調達ガイドラインの全面見直し。 <ul style="list-style-type: none">・環境方針→環境基本方針とし、内容の全面変更。・お取引様から提出いただく資料の追加と説明の追記。・様式名変更。 「製品含有環境関連物質に関する調査票」→「製品含有物質調査票」 「FPC 規制物質量に関する調査票」→「クリンリネス物質調査票」 「禁止・全廃・管理する化学物質一覧」→「規制対象物質一覧」 様式の変更。<ul style="list-style-type: none">・不使用保証書、分析データリスト、製品含有物質調査票、クリンリネス物質調査票、規制対象物質一覧
Ver.3 2017/11/13	<ul style="list-style-type: none">・文言の変更 (RoHS 指令→RoHS2 指令、ハロゲンフリー→ハロゲン規制等)。・文言の変更 (日本メクトロン株式会社→メクテックグループ)。・指針の追加 (「生物多様性を守ること」)。・その他文言の見直し。
Ver.3.1 2021/08/01	<ul style="list-style-type: none">・「取引先製品環境保証体制調査票」の様式変更、及び、これに伴う評価基準の変更。・MSDSplus・AIS の削除、chemSHELPA の追記。・資料説明文の見直し (簡素化)。・その他文言の見直し。・協力合意書の削除・帳票番号の変更
Ver.3.11 2024/07/01	<ul style="list-style-type: none">・会社名・ロゴの変更。

以上